

京都市文化財保存活用地域計画（仮称）取りまとめ業務に係る 委託予定者選定委員会評価基準

1 目的

京都市文化財保存活用地域計画（仮称）取りまとめ業務に係る公募型プロポーザルにおいて、委託予定者を選定するために行う評価について、必要な事項を定める。

2 評価方法

プロポーザル参加者から提案書等の提出を受け、以下に示す項目に基づいて総合的に評価し、委託予定者を1者選定する。

3 評価項目

(1) 価格点（10点）

以下の表に基づいて見積もり金額を点数化する。（小数第2位を四捨五入）

見積額	価格点
最低価格を提示したもの(a)	10点
上記以外の者(b)	(a)価格÷(b)価格×10点

(2) 提案内容（60点）、業務体制等（10点）

それぞれのプロポーザル参加者からの提出資料について各選定委員が採点を行い、その平均点を当該プロポーザル参加者の点数とする。

ア 評価項目及び配点

「提案内容評価表」（別紙4）に基づき採点を行う。

イ 評価方法

(ア) 項目評価点の考え方

評価対象の各項目を以下の4段階で評価する。

判定	評価	項目評価点
A	本市の要求水準を上回っており、優れている。	5点
B	記述に具体性があり、本市の要求水準を満たすが、それ以上の評価要素はない。	3点
C	記述に具体性がない。	1点
D	記述がない、又は本市の要求の意図に反している。	0点

(イ) 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、項目毎に加重点を設定する。

（例）5点（評価点）×4点（項目加重点）＝20点（項目評価点）

(ウ) 減点等について

業務委託仕様書及び提出資料作成要領から大きく逸脱している場合、評価しないことがある。また、最も高い評価点を得た者であっても一定の評価点（48点/80点）に満たない場合は、委託予定者として選定しない。

4 委託予定者の決定方法

評価項目の各点数の合計点が最も高いものを委託予定者とする。

ただし、見積価格が実施要領「3(3)委託金額(上限)」を超えている場合については失格とし、評価対象外とする。